

第二号若しくは第六項第一号に掲げる金額又は」を加え、
「若しくは」に改め、同条第二項中「確定申告又は連結確定申告に係る」を削り、「提出した」の下に「同項の中間申告書に係る事業年度又は同項の」を加える。

第百五十九条第一項中「に係る法人税額」に「を」に、「退職年金等積立金確定申告に係る法人税額」を「退職年金等積立金に係る確定申告」に、「外国法人に対する準用」を「申告及び納付」に、「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「第八十一条の三十一第四項（連結親法人に対する準用）」を「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付）」に、「第百四十四条の十三第十二項」を「第百四十四条の十三第十三項」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第三条 地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号の二中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

第十二条第六項中「更正請求書に」の下に「控除対象外国法人税等の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額、同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額

又は同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）、」を加え、「その」を「当該金額の」に、「は、当該金額」を「の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額」に改める。

第十六条第二項中「若しくは」を「、若しくは」に、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第六項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項第一号に規定する前課税事業年度又は同号ロ(1)に規定する連結開始前課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第五項の規定によりこれらの課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に地方法人税額が確定したときは、第一項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに当該地方法人

税額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

第十七条第一項中「法人税法」を「前条第一項各号列記以外の部分に規定する法人で、法人税法」に、「提出する法人」を「提出するもの（還付請求法人を含む。次条において「仮決算中間申告法人」という。）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する還付請求法人とは、法人税法第七十二条第一項、第八十一条の二十第一項又は第四百十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出する法人で、当該申告書に係るこれらの規定に規定する期間について、同法第八十条第五項において準用する同条第一項、同法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項又は同法第四百十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による還付の請求をするものをいう。

第十八条中「前条第一項に規定する法人」を「仮決算中間申告法人」に、「同項各号」を「前条第一項各号」に改める。

第十九条第五項第一号中「第七十五条の二第六項若しくは第八項」を「第七十五条の二第八項若しくは

第十項」に改め、同条第六項第三号中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第二十条第二項中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第二十三条第一項中「第八十条第五項」を「第八十条第六項」に、「第八十一条の三十一第四項」を「第八十一条の三十一第六項」に、「第四百四十四条の十三第十一項」を「第四百四十四条の十三第十二項」に、「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「第四百四十四条の十三第十二項」を「第四百四十四条の十三第十三項」に改め、同項ただし書中「課税事業年度の」を「課税事業年度については、」に改め、同条第二項中「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「同条第七項（同法第八十一条の三十一第四項）」を「同条第八項（同法第八十一条の三十一第六項）」に、「第四百四十四条の十三第十二項」を「第四百四十四条の十三第十三項」に改める。

第二十七条第一項、第三十条、第三十五条及び第三十六条中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

（相続税法の一部改正）

第四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号中「個人で」を「次に掲げる者であつて、」に改め、同号に次のように加える。

イ 一時居住者でない個人

ロ 一時居住者である個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

第一条の三第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 日本国籍を有する個人であつて次に掲げるもの

(1) 当該相続又は遺贈に係る相続の開始前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもの

(2) 当該相続又は遺贈に係る相続の開始前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの（当該相続又は遺贈に係る被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。）

ロ 日本国籍を有しない個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相

続人である場合を除く。）

第一条の三第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 相続又は遺贈によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの（第一号に掲げる者を除く。）

第一条の三第二項中「おける前項第二号イ」を「おける前項第一号ロ又は第二号イ(2)若しくはロ」に改め、同項各号中「前項第二号イ」を「前項第一号ロ又は第二号イ(2)若しくはロ」に、「五年」を「十年」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一時居住者 相続開始の時において在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一（在留資格）の上欄の在留資格をいう。次号及び次条第三項において同じ。）を有する者であつて当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

二 一時居住被相続人 相続開始の時ににおいて在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していた当該相続に係る被相続人であつて当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

三 非居住被相続人 相続開始の時ににおいてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該相続に係る被相続人であつて、当該相続の開始前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうち当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）又は当該相続の開始前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないものをいう。

第一条の四第一項第一号中「個人で」を「次に掲げる者であつて、」に改め、同号に次のように加える。

イ 一時居住者でない個人

ロ 一時居住者である個人（当該贈与をした者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除

く。)

第一条の四第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 日本国籍を有する個人であつて次に掲げるもの

- (1) 当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもの

- (2) 当該贈与前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの（当該贈与をした者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

ロ 日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

第一条の四第一項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの（第一号に掲げる者を除く。）

第一条の四第二項中「おける前項第二号イ」を「おける前項第一号ロ又は第二号イ(2)若しくはロ」に改め、同項各号中「前項第二号イ」を「前項第一号ロ又は第二号イ(2)若しくはロ」に、「五年」を「十年」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一時居住者 贈与の時ににおいて在留資格を有する者であつて当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

二 一時居住贈与者 贈与の時ににおいて在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していた当該贈与をした者であつて当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

三 非居住贈与者 贈与の時ににおいてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいずれかの時ににおいてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうち当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）又は当該贈与前十年

以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないものをいう。

第二条第二項、第二条の二第二項、第十一条の二第二項及び第十三条第二項中「の規定」を「又は第四号の規定」に改める。

第十九条の三第一項中「第一条の三第一項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第十九条の四第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第二十一条の二第二項中「第一条の四第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同条第三項中「同項第三号」の下に「若しくは第四号」を加え、「財産の価額」を「財産で政令で定めるものの価額」に改める。

第二十一条の四第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第二十一条の十六第二項中「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第四十一条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるもの及び登録国債を含む。）

イ 国債証券及び地方債証券

ロ 社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。）

ハ 株券（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項（定義）に規定する証券投資信託の受益証券

ホ 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項（定義）に規定する貸付信託の受益証券

ヘ 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。第五項において同じ。）に上場されている有価証券で次に掲げるものの

(1) 新株予約権証券

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託（二に規定する証券投資信託を除く。）の受益証券

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券（トにおいて「投資証券」という。）

(4) 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十三項（定義）に規定する特定目的信託の受益証券

(5) 信託法第百八十五条第三項（受益証券の発行に関する信託行為の定め）に規定する受益証券発行信託の受益証券

ト 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（その規約に同条第十六項に規定する投資主の請求により投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。）の払戻しをする旨が定められているものに限る。）の投資証券で財務省令で定めるもの

第四十一条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項中「前項第三号」を「前項第二号口」に改め、同項第一号中「（平成十三年法律第七十五号）」を削り、同項第五号中「（平成十年法律第百五号）」及び「（定義）」を削り、同条第五項中「第二項第三号又は第四号」を「第二項第二号口からホまでに掲げる財産（金融商品取引所に上場されているものその他の換価の容易なものとして財務

省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）又は第二項第三号」に、「同項第三号」を「同項第二号口からホまで」に、「及び第二号に掲げる財産、同項第四号」を「に掲げる財産及び同項第二号に掲げる財産のうち換価の容易なものとして財務省令で定めるもの、同項第三号」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に、「財産で」を「財産で、」に改める。

第五十九条第八項中「第二百二十七条」を「第二百二十八条」に改める。

第六十二条第一項中「若しくは第四号」を「、第三号若しくは第五号」に改め、「第一条の四第一項第一号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条第二項中「第三号」を「第四号」に、「若しくは第四号」を「、第三号若しくは第五号」に改め、「第一条の四第一項第一号」の下に「若しくは第三号」を加える。

第六十四条第四項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「株式交換」を「同条第十二号の十六に規定する株式交換等」に改める。

（地価税法の一部改正）

第五条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び異動後の納税地を所轄する税務署長」を削る。

第三十二条第四項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「株式交換」を「同条第十二号の十六に規定する株式交換等」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項ただし書中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

第二十五条中「及び異動後の納税地を所轄する税務署長」を削る。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合）

第四十二条の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書（前条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。）の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文、第四項本文又は第六項本文の規定にかかわらず、当該

中間申告書を提出することを要しない。

第四十三條第一項中「（前條第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。）」を削り、「これらの規定」を「第四十二條第一項」に、「三月中間申告対象期間又は」を「同條第四項に規定する三月中間申告対象期間又は同條第六項に規定する」に、「前條第一項各号」を「第四十二條第一項各号」に改める。

（酒税法の一部改正）

第七條 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「連続式蒸留しようちゆう」を「連続式蒸留焼酎」に、「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

第三條第三号ハ中「十度」を「十一度」に改め、同條第八号中「、しようちゆう」を「、焼酎」に、「のものその他政令で定める」を「であることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、同條第十号イ及びホ中「いも類」を「芋類」に改め、同條第十一号中「のものその他政令で定める」を「であることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、同号イからハまでの規定中「しようちゆう」を「焼酎」に

改め、同条第十二号口中「当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五十」を「麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五」に改め、同号に次のように加える。

ハ イ又は口に掲げる酒類にホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもの（その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。）

第三条第十三号二中「。次号ハ」を「。同号ハ」に改め、同号に次のように加える。

ホ イからニまでに掲げる酒類に政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたもの

第三条第十八号を次のように改める。

十八 発泡酒 次に掲げる酒類（第七号から前号までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

イ 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）

ロ イに掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして政

令で定めるもの

第三条第二十六号中「でんぷん質物」を「でん粉質物」に改め、同条第二十七号中「第二十九条」の下に「（保税地域の種類）」を加える。

第十条第七号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同条第七号の二中「以下」の下に「この号において」を加え、同条第十二号中「不充分」を「不十分」に改める。

第二十三条第一項第一号中「三十二万円」を「十五万五千円」に改め、同項第二号中「十四万円」を「十万円」に改め、同項第四号中「二十二万円」を「三十万円」に、「二万円」を「一万円」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げるもの」を「その他の発泡性酒類」に、「当該各号に定める金額」を「十万円」に改め、同項各号及び同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十条第一項中「これらの項」を「これらの規定」に、「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第三項中「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第五項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第六項中「第三項から第五項まで」を「前三項」に改め、同条第九項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、「掲げる期限」を「定める期限」に改める。

第四十三条第二項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、酒類に炭酸ガスを混和した酒類が発泡酒に該当する場合は、この限りでない。

第四十三条第八項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第八条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第十章 罰則（第二百二十六条―第三百三十

第十一章 犯則事件の調査及び処分

目次中「第十章 罰則（第二百二十六条―第二百二十九条）」を

第一節 犯則事件の調査（第三百十一

第二節 犯則事件の処分（第三百五十五

条）

に改める。

条―第三百五十四条）

条―第三百六十条）

第五条第一項中「第二章（国税の納付義務の確定）」を「次章」に、「」及び「を」を「」及び「」に改め、「期間制限」の下に「第七章の二（国税の調査）及び第十一章（犯則事件の調査及び処分）」を加え、同条第二項中「あん分」を「按分^{あん}」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改める。

第十九条第四項第三号ハ中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に、「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「第八十一条の三十一第四項（連結欠損金に対する準用）」を「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付）」に、「第四百四十四条の十三第十二項」を「第四百四十四

条の十三第十三項」に改める。

第二十九条第一項中「以下」の下に「第七十二条（国税の徴収権の消滅時効）までにおいて」を加える。

第三十四条の二の見出し中「納付書の送付等」を「通知等」に改め、同条第一項中「行なおう」を「行おう」に、「納付書の当該金融機関への送付」を「事項の当該金融機関に対する通知で財務省令で定めるもの」に改め、同条第二項中「依頼により送付された納付書」を「通知」に改める。

第三十四条の六第三項中「第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）において」を「以下」に改める。

第六十八条第五項を削る。

第七十一条第二項中「第二条第十二号の六（」を「第二条第十二号の五の二（」に、「同条第十二号の六に」を「同条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の六の二」を「同条第十二号の五の三」に改める。

第七十四条の二第一項中「、消費税に関する調査」の下に「（第百三十一条第一項（質問、検査又は領